

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
相馬市	東玉野地区	平成 25 年 1 月	令和 3 年 2 月

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.7ha
②アンケート調査等に回答した地区の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17.4ha
③地区内における 70 才以上の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
I うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.0ha
(備考)	

2. 対象地区の課題

今後中心的経営体が引き受ける意向のある耕作面積は現状 3.0ha であるのに対し、70 才以上(5 年後に 75 才以上)で後継者未定の耕作面積が 4.0ha となっており、新たな農地の担い手が必要となる。 鳥獣被害が多いため、共存する施策が必要。 本地区では各水田面積が小さいため、基盤整備を行い、効率化を図る必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

東玉野地区の農地利用は中心経営体である認定農業者 1 経営体、担い手 10 経営体が担うほか、担い手の確保が困難な場合は状況に応じて入耕作可能な状態で保全し、参入を検討する企業等を誘致して対応する。 また、集落営農組織を立ち上げ、農地のさらなる集約化や効率化を図る。

4 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう地区の中で調整し、まとまった形で農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
○多面的機能支払交付金の活用方針 農道や水路といった農業用施設の管理に係る中心経営体の負担を軽減するた

め、多面的機能支払交付金を活用した地域内の共同活動を通して農業用施設の点検、補修等を行っていく。

○中山間地域等直接支払交付金

鳥獣被害を防止する設備を導入することにより、農作物被害を軽減し、中心経営体の耕作や担い手の入耕作が可能な農地管理を行う。

また、老朽化した施設の更新や施設の新設を行う。

○農地の効率的な活用方針

限られた農地を効率的に活用するため、水田の転作、施設園芸、高収益作物等に取り組む。